

令和 8 年 8 月 25 日

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム
令和 8 年度（2026 年度） GAP ファンドプログラム『ステップ 1』
参加者募集要項

（概要）

2024 年 1 月に、東海地域に拠点をおく 16 機関が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムに採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環として、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させることを目的にしており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、人材のマッチングや EIR 制度を通した CxO 人材の供給、メンタリングプールを活用した支援、海外研修を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Day を開催し、同プログラムで支援を行った研究開発課題について、エンジェル投資家や VC、将来の提携事業先企業等に対し、活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

GAP ファンドプログラムについては、ステップを以下のとおり「ステップ 1（応用研究）」、「ステップ 2（概念実証・スタートアップ組成）」に分けて実施しており、今般の公募については、令和 8 年度（2026 年度）「ステップ 1」への参加者を募集させて頂くものとなります。

なお、「ステップ 2」については、令和 8 年度（2026 年度）公募については終了しており、令和 9 年度（2027 年度）公募については、2027 年 2 月頃のエントリー開始を予定しております。

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本 GAP ファンドプログラムの支援対象となりませんので、ご注意ください。ただし、本プログラム中に起業した場合、その限りではなく、起業後の支援継続の可能性があります（概要については別紙 1 を参照）。

(目的・申請金額・採択件数等)

● 目的

- 大学等研究機関発の革新的な技術シーズについて以下の達成を目的とする
 - 基礎研究成果を、ビジネスとしての可能性を評価できる段階へ引き上げること
 - トラクション創出を見据えた顧客課題検証および解決策の妥当性を確認

● 申請分野：「医療系（創薬）」、「医療系（創薬以外）」および「モノづくり-Deep Tech 他」のいずれかに申請して頂きます。

- 医療系（創薬）：ヒトに対する治療薬、創薬プラットフォーム、再生医療等製品が対象
- 医療系（創薬以外）：医療分野、介護・福祉分野が対象
- モノづくり-Deep Tech 他：上記以外が対象
(医療系（創薬・創薬以外）についての詳細は、別紙 4 を参照してください。)

● 採択金額

- 一件当たりの採択金額（直接経費※1）：最大 500 万円
但し、医療系（創薬）について特別枠を設定し最大 1,000 万円とする
※上記採択金額は直接経費であり、別途同経費に対する 30%の間接経費も配分されます。
間接経費の取扱いについては、研究者の所属大学にお問い合わせをお願いいたします。

● 採択数：上記申請分野の合算で 35 件程度を予定

※採択数につきましては、変更の可能性もあります。

● 本支援期間（予定）：2027 年 5 月頃から 2028 年 3 月末迄

● 対象大学、研究機関（2026 年 8 月時点）：16 機関（名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構、静岡社会健康医学大学院大学）

(応募資格等)

- 研究代表者として応募できるのは、上記 16 機関に所属する教職員、学生になります。※ただし、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。
- 研究代表者が学生（修士・博士課程）の場合、最長 4 年間（ステップ 1 とステップ 2 の期間合計）で金額上限 500 万円とします。※ステップ 1、2 については別紙 5 をご確認ください。
- すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、

申請は可能です。

- 研究実施期間中に研究代表者が何らかの理由で長期間不在となった場合は、本支援は中止または中断となります。
- 詳細につきましては、別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

（重複実施・応募について）

- 過去に Tongali や他の GAP ファンドに採択された場合であっても申込可能ですが、一定の制限がありますので、詳細は別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。
- 本 GAP ファンドにつきましては、2027 年 2 月頃、「ステップ 2」を公募する予定です。目的に応じたステップに応募ください。また詳細は別紙 5 をご確認ください。

（資金用途）

- 研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。詳しくは、JST 公募要領（https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf）の P.56～P.58 を確認ください。

（申請・審査手順）

① 参加申請

以下の募集要項全体問い合わせ先をご覧ください、ご所属の大学・機関（以下、機関）の産学連携窓口へお問い合わせください。プログラムのご紹介とともに、申請方法についてご案内いたします。

② エントリー様式の提出

各機関の産学連携窓口よりエントリー様式 1 を入手して、専用の Web エントリーフォームにご提出いただく形となります。URL につきましては、各所属機関の産学連携窓口よりご入手いただき、回答期日までにご回答をお願いいたします。（提出期限：2026 年 9 月 30 日（水）正午）

※エントリー様式での審査は行いません。後日提出の本申請書類により審査を実施します。

③ 伴走支援者のアサイン

エントリー頂いた研究者チームに対し、研究代表者が所属する各機関にて、伴走支援者をアサインします。

④ 事前研修（仮説検証プログラム）の受講

スタンフォード大学で開発されたリーンローンチパッド※を用いて、新規事業創出に必要な効率的な仮説検証の方法を学びます。産学連携担当が伴走します。

なお、令和 3～7 年度 GAP ファンドプログラムでの仮説検証プログラムや、同様の内容の研修等を受講済の方は必須ではありません（参加エントリー様式に、受講されたプログラムの内容を記載して頂き、事務局で本研修の必要の有無を判断させていただきます）。

※リーンローンチパッドとは、「リーンスタートアップ」という新規事業立ち上げの理論をもとに、新規事業を迅速かつ効率的に立ち上げる手法を学ぶ実践型セミナーです。

仮説検証プログラム日程（第一回は申請分野に該当するものを受講ください）：

日時	内容	対象の申請分野
10/13（火） 9-12 時	第一回 シーズの用途探索	モノづくり-Deep Tech 他
10/13（火） 14-16 時		医療系（創薬、創薬以外）
11/10（火） 9-12 時	第二回 技術価値検証	全体
12/7（月） 9-12 時	第三回 ビジネスモデル・ピッチ資料	全体

⑤ 申請書類提出

- ・ 研修終了後、別途、所定様式の申請書を提出いただきます。
- ・ 申請書にて、申請分野「モノづくり-Deep Tech 他」／「医療系（創薬以外）」／「医療系（創薬）」を最終選択いただきます。
- ・ 申請書では事業開発、技術開発、体制整備の3つの観点で、ステップ1終了時に達成すべきマイルストーン（達成目標）を設定頂きます。

⑥ 審査会

- ・ 令和9年2~3月に審査会を実施いたします。
- ・ 審査は、16機関から選抜された審査員、および、外部有識者で構成されるGAPファンド審査会（守秘義務があります）により実施します。また、審査会は「モノづくり-Deep Tech 他」「医療系（創薬・創薬以外）」の2つに分けて実施します。
 - 提出頂いた申請書にて、書面審査を実施します。書面審査の結果は2月12日（金）以降に通知します。
 - 書面審査を通過した申請者を対象に、最終審査である面接審査を実施します。
- ・ （審査日（予定）：モノづくり系 3月2日（火）、医療・創薬系 3月4日（木））

⑦ 採択後

- ・ 採択者には、活動支援金が支給されます。
- ・ 経営者候補人材（CxO 候補人材）が不在のチームには、事務局がビジネスをリードする人材（事業化支援人材）とのマッチング機会を提供します。マッチングした後、同人材にはチームに参画いただき、研究・事業検証を進めていただきます。
- ・ 事務局が複数回提供する、起業の準備として必要な知識等に関する研修を受講頂きます。
- ・ 支援期間の終盤に成果報告会を実施いたします。
- ・ 活動期間終了後に、申請時に設定したマイルストーンに対する達成度を報告いただきます。

（審査の観点）

以下の観点を総合的に評価し、審査を行います。

- 解決すべき課題および解決策の妥当性
- 明確なマイルストーン（達成目標）の設定
- シーズ・知的財産の状況

- 事業性および競合分析
- 終了時点での目標達成に向けた実施体制
- その他、事業遂行に必要な要素の妥当性
- 提案の挑戦性・独創性

(利益相反マネジメントについて)

Tongali では、大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」において実施する GAP ファンドプログラムに関して、公正かつ透明な評価と研究資金の適正な配分を行う観点から、所定の方針に基づき利益相反マネジメントを実施します。詳細は別紙 6 をご確認ください。

(情報管理ポリシー)

- 申請書および関連資料は、名古屋大学イノベーション・アントレプレナーシップ推進室にて適切に管理し、アクセス権限を有する者のみが取り扱います。
- 申請にあたり取得した情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用し、目的外利用は行いません。
- 本事業の遂行に必要な場合に限り、守秘義務を締結した本事業の協力機関に申請内容を開示させていただくことがあります。

(採択後の会計処理、起業支援など)

- 本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各機関を通して JST に会計報告が行われます。
- 本事業で行われた開発などにより得られた知的財産等の成果は、所属する大学等機関の規程に基づき帰属先が決まります。

(その他)

- 採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、採択金額を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください。
- 以下の JST の公募要領に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の機関窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

イノベーション・アントレプレナーシップ推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-559-9682

E-mail : tongali_x_admin@tongali.net

○豊橋技術科学大学

研究推進課 外部資金係

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0532-44-6983

E-Mail : chizai@office.tut.ac.jp

○岐阜大学

研究推進部 研究推進課内

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 058-293-2087

E-mail : kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 059-231-5549

E-mail : syakai-t@ab.mie-u.ac.jp

○名城大学

学術研究支援センター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-838-2036

E-mail : uraonly@ccml.meijo-u.ac.jp

○藤田医科大学

スタートアップ推進センター 担当 岡野・濱島・角谷

TEL : 0562-93-9575

E-mail : f-startup@fujita-hu.ac.jp

○名古屋市立大学

教育研究部 スタートアップ支援担当

TEL : 052-853-8309

E-mail : ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 053-478-1713

E-mail : startup@adb.shizuoka.ac.jp

○浜松医科大学

光医学総合研究所光トランスレーショナルリサーチ推進部門スタートアップ支援室

TEL : 053-435-2230

E-mail : startup.office@hama-med.ac.jp

○豊田工業大学研究支援部

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-809-1723

E-mail : research@toyota-ti.ac.jp

○岐阜薬科大学

事務局経営企画課企画・研究担当 浅井

TEL : 058-230-8100 (内線 : 3586)

E-mail : keieiki@gifu-pu.ac.jp

○名古屋工業大学産学官金連携機構

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-735-5510

E-mail : liaison@adm.nitech.ac.jp

○静岡県立大学

地域・産学連携推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 054-264-5124

E-mail : renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

○静岡理工科大学

学術企画室 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0538-45-0108

E-mail : g-kikaku@sist.ac.jp

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

事務局研究協力課研究支援係（産学連携事務担当）

TEL : 03-5425-1318

E-mail : nins-sangaku@nins.jp

○静岡社会健康医学大学院大学

事務局教務課研究支援室

TEL : 054-295-5401

E-mail : kenkyu@s-sph.ac.jp

別紙 1：起業後支援について

起業後支援についての概要は下記をご確認ください。

ステップ 1 においては、継続支援のみが申請可能となりますのでご注意ください。（ステップ 2 では、SU 直接支援と継続支援の両方が申請可能です。）

	直接支援	継続支援
支援金額	最大2,000万円(直接経費)	※採択時の申請金額の予算範囲内 (=増額支援無)
目的	本基金事業の支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て、支援を継続して実施する為	
対象	大学等発スタートアップ	大学等、事業化推進機関
支援期間	最長1年 ※研究開発課題の実施期間終了後、1年以内 ※ただし、本基金事業が終了するR11年度末までとする	スタートアップ設立日から1年以内 もしくは、研究開発課題の実施期間終了日までの短い方の期日
審査方法	プラットフォーム内でのヒアリング審査	プラットフォーム内での審査
支援条件	・スタートアップ設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・対象となる大学等発SUは日本人であること（外国法人は対象外）。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。 ・本支援で目指すマイルストーンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます。（出資実行の確約までは求めません。）	・大学等発SU設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・大学等発SUが資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
申請制限	プラットフォームにおける承認審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の3ヶ月前までに必要書類をJST担当者へ提出	プラットフォームにおける審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の原則として3ヶ月前までに提出してください。
その他	・半期毎に目標を定めていただき、支援開始から半期経過時に進捗を報告が必要 ・特許関連経費の直接経費からの支出はできません。間接経費での計上を原則とします。	・原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。 ・委託費は全て大学等で使用し、事業化推進機関での使用は認めません。 ・継続支援の途中でスタートアップ直接支援を追加で希望することはできません。

※詳細につきましては、JST が公開している下記「起業後支援の手引き」内の「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」に該当する項目をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/su_guidebook.pdf

別紙 2：研究代表者や技術シーズの要件について

<研究開発課題の研究代表者の要件について>

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑧の要件を、全て満たすこと。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任をもって事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代は不可）。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ起業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ 研究代表者が研究実施期間中に何らかの理由で長期間不在となる場合、原則として支援は中止となります。事前に必ず事務局を通して JST までご連絡ください。

また、学生（修士課程、博士課程）が研究代表者となる場合は、以下⑥～⑧が条件となります。

- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。
- ⑦ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑧ 研究開発費は最長 4 年間（ステップ 1 とステップ 2 の期間合計）で金額上限 500 万円を基本とすること。

※ただし必要性がある場合は 1,000 万円までの支出は可能とします。

※ステップ 1、2 については別紙 5 をご確認ください。

<申請チーム参加者の利益相反について>

Tongali GAP ファンドプログラムの申請にあたっては、研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関担当者、研究機関担当者（産連本部等の起業支援人材）、そのほか参加者いずれかの立場を持つ者が、審査員と重複して当該分野への申請をすることはできません。（詳細は別紙 6 をご確認ください。）

<重複実施の制限について>

GAP ファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、大学発新産業創出基金事業内のディープテ

ック・スタートアップ国際展開プログラム、早暁プログラム ステージ2、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）内の SBIR フェーズ 1 支援の研究開発課題を同時に実施することはできません（両方に申請することは可能ですが、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択する必要があります）。詳細は JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の p.39～p.42 を参照ください。

<過去採択課題の申請制限について>

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト支援型、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）起業実証支援、大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択されたことのある課題については、申請できません。

別紙 3：Q&A

※本 Q & A の内容と JST の公募要領の内容が矛盾する場合は、JST の公募要領の内容が優先されます。

Q1	起業前のテーマに限るというのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？
A1	既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。 <u>また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。</u>
Q2	本プログラム中の支援期間終了を待たず、起業することは可能でしょうか？
A2	可能です。ただし、事前に JST への報告が必要になりますので、必ず各所属機関の伴走者および Tongali 事務局と相談してから、判断してください。
Q3	本プログラム中に起業しても、継続的に支援は受けられますか？
A3	起業後の支援継続の可能性があります。別途事務局にお問い合わせください。別紙 1 に概要を示していますのでご覧ください。原則として起業 3 か月前までに PF による審査を経た上で JST への申請書類の提出が必要です。PF や JST での審査期間等も踏まえ、起業時期はなるべく早期に PF 事務局までお知らせください。
Q4	知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？
A4	取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願はご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
Q5	スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？
A5	本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。
Q6	審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？
A6	①及び②：審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者と大学関係者の混成の審査委員会にて審査予定です。 ③：「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療（創薬以外）、医療系（創薬）」につきましては、審査を分けて行います。
Q7	本 GAP ファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？
A7	ご所属の大学・研究機関の規定によりますので、別途ご所属先への確認をお願いいたします。
Q8	学生が代表者として申請できますでしょうか？
A8	学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6 年制課程の 5 年生・6 年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。
Q9	本 GAP ファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？
A9	可能です。

Q10	事業化支援人材とのマッチングとは具体的に何を指しますか。
A10	研究シーズの事業化を検討するにあたり、ビジネス面をリードする人材とのマッチングを指します。詳細は採択後に事務局よりご案内します。
Q11	研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？
A11	各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。
Q12	修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？
A12	可能です。ただし、学部生はできません。 また、GAP ファンド採択者や、採択案件と同一テーマでのアントレプレナーシップ教育プログラムのコンテスト応募は認められません。
Q13	人件費は出せますか？
A13	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。一部、支出可能です。
Q14	プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？
A14	外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。
Q15	予算の使用範囲について
A15	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。
Q16	大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？
A16	申請可能です。詳しくは、別紙 2 の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。
Q17	直接経費を特許出願費用に充てることは可能ですか？
A17	一定の条件を満たす場合、特許出願費用については、各大学の事務局が管理するプログラム推進費から支出可能です。詳細は事務局までお問い合わせください（採択後、採択者向け説明会にて説明させて頂く予定です）。

以上

別紙4：「医療系（創薬以外）」「医療系（創薬）」の考え方

「医療系（創薬）」について

「医療系（創薬）」とは、以下（１）～（３）のいずれかに該当する事業とします。

（１）医薬品開発に関する事業

各種モダリティー（低分子、天然物、中分子、抗体、核酸、タンパク質など）を対象とし、具体的な候補医薬品（物質特許）を有していることを前提として、その開発を行う事業

（２）新規創薬技術に関する事業

医薬品を創出または付加価値の付与に資する技術を用いた事業であって、ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術、最適化技術、製剤技術、DDS 技術、製造技術を含む事業

（３）再生医療等製品・遺伝子治療に関する事業

ヒト又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、「身体の構造・機能の再建・修復・形成を目的として使用するもの」「疾病の治療・予防を目的として使用するもの」、および遺伝子治療を目的として、ヒトの細胞に導入して使用するものに関する事業

「医療系（創薬以外）」について

「医療系（創薬以外）」とは、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を行う薬局、その他の医療を提供する施設や居宅等において提供される医療・介護・福祉サービスに関連する事業を指します。対象には、治療に加え、疾病予防のための措置やリハビリテーションに関連する事業を含みます。以下（１）～（３）に、具体例および除外対象を示します。

（１）具体例：医療分野

【健康管理関連】

健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。

【医療機器開発・支援関連】

医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。

【その他】

上記の他、医療分野に属すると考えられる事業。

（２）具体例：介護・福祉分野

【介護・福祉関連】

要介護者の見守りや QOL 向上、リハビリテーション・福祉用具開発等に関する事業。

【介護・福祉従事者向け業務支援関連】

介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

（３）除外対象

上記に該当する場合であっても、以下に示す事業もしくはそれに類する事業は「医療系（創薬以外）」の対象外とします。

- ・ 医療・看護・薬剤師・福祉分野などの人材紹介プラットフォーム
- ・ 病院・クリニック等の検索アプリ

- 医療ツーリズムに関するプラットフォーム
- 疾患別コミュニティプラットフォーム
- 高齢者向けアパレル
- 高齢者・要介護者等の移動手段（モビリティ）に関する事業。

以上

別紙5：「ステップ1」「ステップ2」への応募について

(今後のステップ2の募集について)

- ・2027年2月頃、「ステップ1」の次フェーズにあたる「ステップ2」を公募する予定です。

	Step1	Step2
通常枠の採択上限金額 (カッコ内は創薬系)	500万円 (1,000万円)	※博士・修士課程の学生は 採択金額が異なります 6,000万円 (1億円)
目的・対象	革新的な技術シーズについて ・顧客を作るためのトラクション作り ・課題とSolutionのFitを検討し、ビジネスとしての可能性を評価する。	本格的にSU組成を目指す。 ・ビジネスとしての可能性評価 ・PoCを固めていくステージとして、Product/Market Fit (PMF) の設計を目指す。
申請分野	医療（創薬）系：医療分野、創薬分野、介護・福祉分野 モノづくり-Deep tech 系：上記以外全ての分野	創薬系：創薬分野 非創薬系：モノづくり-Deep tech、医療、介護・福祉分野等 「創薬系」以外全ての分野
実施期間	1年	最長3年（1年毎に継続可否の審査有）
採択件数（合計）	年間 30～50件程度	年間 6件程度
応募資格等	研究代表者は、16機関に所属する教職員、学生（博士、修士課程相当の学生に限る）	
	仮説検証プログラム等の事前研修の受講	Tongaliが認定した「事業化推進機関（VC等）」との 共同申請が可能なチーム体制
申請制限	R4 実施タイプA、START(プロジェクト支援型/起業実証支援)、D-Global/スタエコ共創 ステップ1/ステップ2の過去採択研究シーズ	START(プロジェクト支援型/起業実証支援)/D-Global/スタエコ共創 ステップ2の過去採択研究シーズ案件 D-Global/SBIR フェーズ I との同時採択
インキュベーション プログラム	・起業化に向けたセミナー ・事業化サポート人材マッチング 等	・事業化推進機関を中心としたメンタリング ・海外研修プログラム・経営人材マッチング 等

- ・自身のフェーズに適合したステップへ申請してください。

別紙 6：GAP ファンドプログラムにおける利益相反マネジメント方針

Tongali では、大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」において実施する GAP ファンドプログラムに関し、公正かつ透明な評価と研究資金の適正な配分を行う観点から、以下の方針に基づき利益相反マネジメントを実施します。

選考に関わる者の利益相反マネジメント

GAP ファンドプログラムの審査において、公正性を確保するため、以下に示すような申請者との利害関係がある者は選考に加わらないこととする。

注) 以下の「申請者等」には、申請者および提案者を指す。申請者と提案者が異なる場合も同様とする。

- 申請者等と親族関係にある者
- 申請者等と同一の大学・研究機関に所属する者
または申請者等が所属する大学・研究機関の経営法人の役員など経営に関与している者、
さらに法人を代表して対外的に活動をする者
- 申請者等と緊密な共同研究を行っている者
- 提案者等が所属する企業の親会社にあたる企業に所属している者
- 申請者等と密接な師弟関係または直接的な雇用関係にある者
- 申請者の研究課題と学術的な競争関係にあたる者
または市場で競争関係にあたる企業に所属している者
- 事業化推進機関と共同申請するステップにおける審査では、事業化推進機関となり得る VC 等に所属する者
- 上記に該当しない場合でも、Tongali が利害関係者と判断した者